

大館市障害者活躍推進計画（第2期）

機関名	大館市（市長部局）	大館市教育委員会	大館市立総合病院
任命権者	大館市長	大館市教育委員会	大館市病院事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）		
障害者雇用に関する課題	<p>本市では、障害者雇用率制度の特例認定を受け、市長部局、大館市教育委員会、大館市立総合病院を一体として障害者雇用に取り組んでおり、引き続き連携して取り組んでいくこととする。</p> <p>法定雇用率を満たせない時期もあった。法定雇用率の達成に向けた雇用促進と、障害の特性にあった職場配置が課題である。</p>		
目標			
採用に関する目標	<p>【実雇用率：各年6月1日現在】</p> <p>各年度（当該年6月1日時点）における法定雇用率以上</p> <p>参考：令和7年は2.80%、</p> <p>令和8年7月以降の法定雇用率は3.00%</p> <p>目標値は市長事務部局、大館市教育委員会、大館市立総合病院を合算した数値</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握。</p>		
定着に関する目標	<p>【定着率】（正職員）100%</p> <p>（会計年度任用職員）不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報時に、人事記録を基に前年度採用者の定着状況や離職事由を把握・進捗管理。</p>		
取組内容			
1. 障害者の活躍を推進する体制整備			
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として総務部職員課長、教育総務課長、総合病院人事課長を選任する。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、関係機関（秋田労働局、ハローワーク大館、その他障害者が利用している支援機関等）との連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理する。</p>		
(2)人材面	<p>○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）について、秋田労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○秋田労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）</p>		

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○新規採用又は部署異動その他定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じ検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	○エレベーターや障害者に配慮した多目的トイレの設置等あり。 ○新規採用の障害者については面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる場合は、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○特別支援学校の生徒等を対象とした職場体験や実習を受け入れる。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの休暇の利用について周知を図り、利用を促進する。
	(4)キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、能力向上研修等を実施する。
	(5)その他の人事管理	○必要に応じて面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。

大館市議会事務局・大館市監査委員事務局・大館市農業委員会事務局・大館市消防本部
障害者活躍推進計画（第2期）

機関名	議会事務局	監査委員事務局	農業委員会事務局	消防本部
任命権者	市議会議長	代表監査委員	農業委員会	消防長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）			
障害者雇用に関する課題	議会事務局・監査委員事務局・農業委員会事務局は、いずれも職員数10人以下の小規模機関で、職員全員が市長部局からの出向者であり、障害者に限定した募集・採用は行っていない。今後は、会計年度任用職員での任用配置なども考えられる。			消防本部は、ほぼ全員が障害者法定雇用の算定除外となる消防吏員である。
目標	障害者雇用の促進に関する理解を促進する。			
取組内容				
1．障害者の活躍を推進する体制整備				
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として各事務局長及び消防本部消防総務課長を選任する。 ○市長部局と連携して組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヵ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、秋田労働局が開催する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 			
2．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出				
	○障害者が配置され、又は職員が中途障害者となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。			
3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理				
	<ul style="list-style-type: none"> ○市長部局と連携し障害者の活躍を推進するため、必要な配慮の把握と継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 			
4．その他				
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。			

大館市立扇田病院障害者活躍推進計画（第2期）

機関名	大館市立扇田病院
任命権者	大館市病院事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	大館市立扇田病院では、障害者任免状況通報における法定雇用率の達成の維持に努めているが、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組を推進する必要がある。
目標	
採用に関する目標	【実雇用率：各年6月1日時点】 各年度（当該6月1日時点）における法定雇用率以上 参考：令和7年度は2.80%、 令和8年7月以降の法定雇用率は3.00% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握。
定着に関する目標	【定着率】（正職員）100% （会計年度任用職員）不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年の任免状況通報時に、人事記録を基に前年度採用者の定着状況や離職事由を把握・進捗管理。
取組内容	
1．障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として事務長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等）を整備するとともに、大館市立総合病院、大館市役所と連携していく。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む。）について、秋田労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○秋田労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る（過去に同講座を受講したことがない職員に限る。）
2．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用又は部署異動その他定期的に面談等を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じ検討を行う
3．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	

	(1)職務環境	<p>○新規に採用した障害者については面談等により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2)募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	<p>○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの休暇の利用について周知を図り、利用を促進する。</p>
	(4)キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、能力向上研修等を実施する。</p>
	(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて面談等を実施し、状況把握・体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮等の取組を行う。</p>
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>